新松山13号泊 地

新松山13号岸壁前面

261

増

刊

(1)

正

誤

第 令 和 五. 六年 百 七 十 月 + H

次

目

示 (第四) 百三十九号)

告

○県が管理す る港湾施設の概要の一部改正

港

湾

課

正 誤

○へき地等学校の指定に関する規則の 一部を改正する規則 (令和六年

○福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則 福岡県教育委員会規則第四号) 中正誤 (令和六年福岡県教

○福岡県立美術館の利用等に関する規則等の一部を改正する規則 育委員会規則第三号) 中正誤

令

和六年福岡県教育委員会規則第四号) 中正誤

亦

告

福岡県告示第四百三十九号

部を次のように改正する。 県が管理する港湾施設の概要 (昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号)

0)

(田港(1) 水域施設の 表泊地 の部新松山 13号泊地 0)

令和六年七月十二日

| -13.0 |(暫定 | -10.0) 項を次のように改める

福岡県知事 服部 誠太郎

港(2)外郭施設の表防波堤の部南防波堤の項の次に次のように加える。

1

号 第2南防波堤

京都郡苅田町地先

1059.87

定期発行日 每週火金曜日

| 6 4 3 30 29 492 491 教育委員会規則 4 3 1 0 前からり 10 第五号 | 6・2・27 47刊 教育委員会規則 4 12 | 4 ① · · · · · | 欄 |
|---|---------------------------|---------------------------------|----------------|
| 増刊① 増刊④ 教育委員会規則 3 1 1 前から10 後ろから4 | 增刊(教育委員会規則 4 12 | | 号報 種類 同上 ページ 欄 |
| 4 3 1 1 ○ ○ 前からら10 6 4 | 12 | <u>.</u> | 類 同 上 ページ 欄 |
| 1 1 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | 12 | 上下 | 号上 ページ 欄 |
| ()前かららからり104 | 0 | 上下 | . 欄 |
| が が ら 10 4 | | 下 | 欄 |
| 前 から 10 4 | 前 か ら 7 | | |
| | 前からっ | | ' |
| 第五。 | ' | | 行 |
| 第 五。 号 | | | 備考 |
| | 第三号 | 0 | Œ |
| 第四●号 | | • | 誤 |